

健保財政の重い負担となっている 高齢者の医療費について

4月から新しい高齢者医療制度が創設されました。これまでの老人保健制度は廃止され、健保財政の重い負担となっていた「老人保健拠出金」はなくなりりましたが、新しい高齢者医療制度への「支援金」や「納付金」などの新たな負担が課せられることとなりました。健保組合が支える、高齢者の医療費について説明します。

4月から後期高齢者のための「支援金」を負担



4月から創設された後期高齢者医療制度では、65歳以上の寝たきり等の方と75歳以上の方すべてが被保険者となり、保険料を支払うことになりました。医療費の自己負担は、従来どおりの1割負担（現役並みの所得があれば3割負担）です。しかし、保険料と医療費の自己負担だけでは、増え続ける高齢者の医療費すべてをまかなうことができないため、不足分は健保組合などの保険者が支出する「後期高齢者支援金」などでまかなうこととなります。

前期高齢者のための「納付金」も新たに負担



4月から65～74歳の方は「前期高齢者」となります。これまでの医療保険制度にそのまま加入し、新たな保険料などの負担増はありません。前期高齢者の医療費の自己負担は、これまでと同じで65～69歳の方は3割負担、70～74歳の方は1割負担（2009年4月から2割）、現役並みの所得があれば3割負担です。前期高齢者の約8割が加入する国保（国民健康保険）の医療費負担が大きくなりすぎないように財政調整するため、健保組合などが「納付金」を納め、国保などは交付金を受けます。

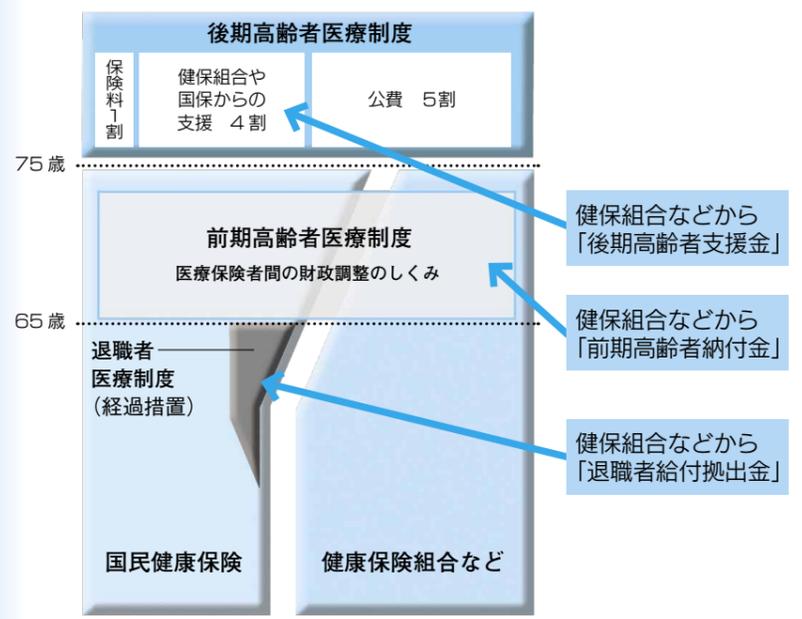
退職者医療への「拠出金」の負担も継続

定年などで退職し、国保の被保険者となった人が一定の条件を満たす場合は、退職者医療制度に加入することができます。健保組合では退職者医療制度を支えるための「退職者給付拠出金」も負担しています。なお、2008年4月の新しい高齢者医療制度の創設に伴い退職者医療制度は廃止されますが、経過措置として、2014年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまで存続することとなり、健保組合はそれまでの間「退職者給付拠出金」を負担しなければなりません。

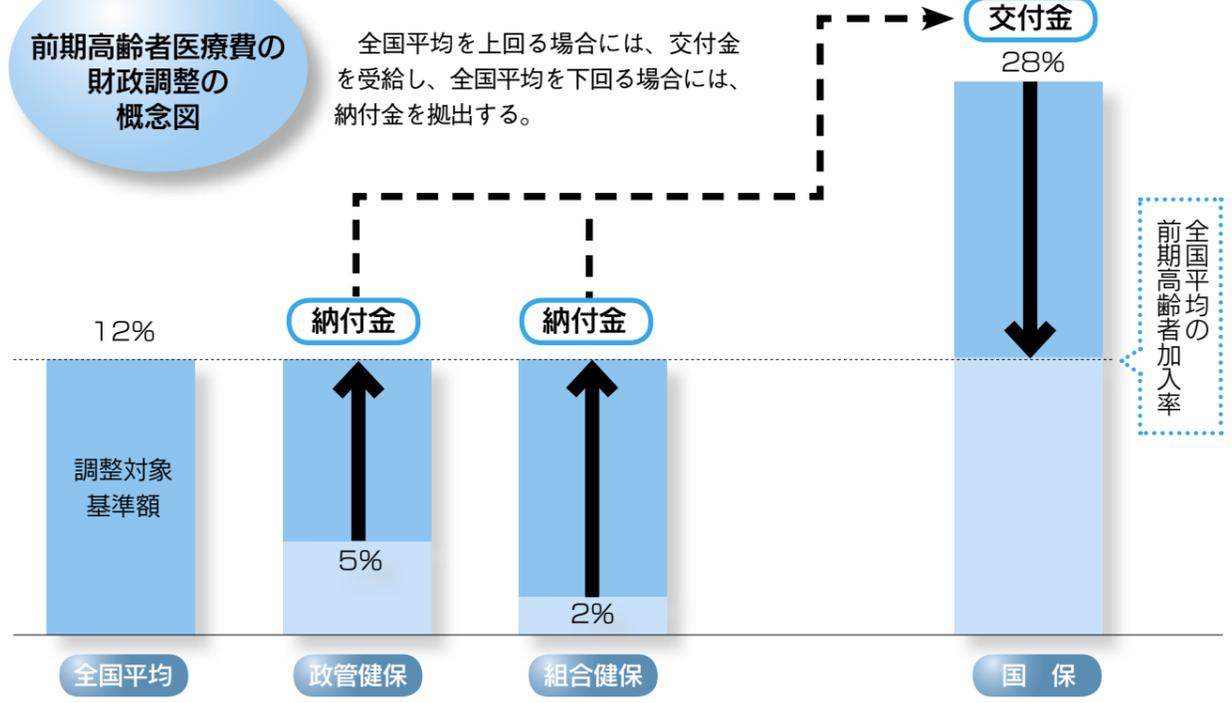


健保組合が支える高齢者の医療費

4月から、健保組合では、後期高齢者、前期高齢者、退職者の医療費をまかなうために、左記のお金を負担することになります。その財源として皆様と会社の納める保険料が使われます。



前期高齢者医療費の財政調整の概念図



※数字は前期高齢者加入率（2008年度推計）

当健保組合の平成20年度予算では…

当健保組合の平成20年度予算では、高齢者医療への支出である「納付金」が39億4千万円となる見込みで、全体の39.3%を占めており、重い負担となっています（本誌P2～3を参照）。

高齢者の医療費は年々増加を続けており、健保組合の実質的な負担は、今後さらに重くなるのが懸念されています。